



第4次 小矢部市 地域福祉計画

令和6年度 ▶ 令和11年度

概要版



令和6年3月
小矢部市

小矢部市地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉を推進するための行政計画です。少子高齢化、人口減少など、様々な課題に直面する中、地域住民やボランティア、福祉サービス提供事業所、行政など、地域の多様な主体が参画し、つながることで、支え手側と受け手側に分かれることなく、支え合って暮らす地域共生社会の実現を目指して策定する福祉のまちづくり計画です。

計画の位置づけ等

本計画は、小矢部市総合計画を上位計画とする、本市の福祉分野におけるマスタープランです。本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、社会福祉法第106条の5に基づき「重層的支援体制整備事業実施計画」に加え、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

小矢部市福祉関連計画の相関図

第7次小矢部市総合計画 (R1～R10)



第4次小矢部市地域福祉計画 (R6～R11)

「重層的支援体制整備事業実施計画」
「成年後見制度利用促進計画」
「再犯防止推進計画」を含む

第9期小矢部市高齢者保健福祉計画
第9期砺波地方介護保険事業計画

R6～R8

第7期小矢部市障害福祉計画
第3期小矢部市障害児福祉計画

R6～R8

第4次小矢部市障害者福祉計画

R6～R11

小矢部市子どもの未来応援計画

H30～R6

第2期小矢部市子ども・子育て支援
事業計画

R2～R6

第3次健康おやべプラン21
(第2次いのち支える小矢部市自殺対策計画)

R6～R17

計画の体系

1 基本理念

■個人の尊厳の保持

■自立の支援

■地域共生社会の構築

■市民参画の推進

2 基本目標

「**こころがやすらぐ 健康とあたたかな福祉で支え合うまち**」

3 基本方針

基本方針 1 福祉を支える人づくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、自分たちの住んでいる地域を身近なものとして捉えることが大切です。

そのため、地域共生社会の実現を見据えて、市民一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、地域での支え合いや助け合いを進めることができるよう、福祉のこころの醸成や、福祉教育の充実、地域福祉の担い手の発掘や育成などに取り組んでいきます。

基本方針 2 みんなで支え合う地域づくり

地域の福祉課題は多様化しており、地域共生社会の実現に向けて、今後とも福祉サービスの充実を図っていく必要があります。また、複雑・複合課題への対応に向けては、包括的な支援や分野をまたがる総合的な支援が求められ、市、地域、団体などが連携・協力し、団体の活動意欲や地域の自発性・主体性を尊重しながら、包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

基本方針 3 安心して暮らせる仕組みづくり

すべての市民の人権が尊重され、それぞれのニーズに応じた適切な福祉サービスを提供できるとともに、公共施設・交通・住宅などといった身近な生活基盤が誰にとっても利用しやすいものであるよう、市民にとって快適な生活基盤と仕組みを整備していきます。

施策の内容

基本方針1 福祉を支える人づくり

① 支え合う意識の醸成と福祉教育の推進

①情報提供・発信の充実

地域福祉に対する市民の意識や理解、関心を深め、日常生活の中で福祉を意識するところの醸成につながるよう、周知・啓発を図ります。また、様々な情報媒体を活用して、イベントや講座等の情報を提供・発信することで、地域活動に参加する意義や楽しさを感じてもらい、今後の地域での福祉活動の活性化を図ります。

②福祉教育の推進

子どもたちから支え合う意識を育むために、学校教育において福祉に触れる機会を創出することで、将来的な地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
福祉教育出前講座の実施時間（社会福祉協議会・砺波圏域障害者基幹相談支援センター）	10 時間	20 時間

② 福祉を担う人づくり

①福祉専門職の育成・確保

福祉専門職の資質向上と人材確保への取組を支援するとともに、福祉の専門職について興味・関心を持ってもらう取組を推進するなど、一つひとつの事業所だけでは限界のある人材の確保について、市全体で連携して協議・検討を進めていきます。

②ボランティア活動の担い手育成

各種講座等を開催し、ボランティア活動に参加しやすい雰囲気づくり・土壌づくりを行い、地域福祉の担い手を育てていきます。また、地域福祉活動に興味を持った方には、ボランティアセンターがその人の関心に応じた活動団体に参加できるよう、繋いでいきます。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
ボランティアセンター登録団体数	77 団体	85 団体
社会福祉協議会実施のサマーボランティアスクールの参加人数	23 人	50 人

③ 地域活動の促進

① 団体等との協働と支援

社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人や NPO 法人など、地域で活動する団体の活動を支援し、これら団体との協働のもと、地域福祉を推進していきます。

② ボランティアとの協働と支援

誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりや情報発信に努めます。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
特定非営利活動法人 (NPO 法人) 数 (市内で設立された NPO 法人の数)	15 法人	20 法人
ボランティアでおやべ型 1 % まちづくり事業を活用した団体数	63	70
福祉ボランティアの人数 (市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数)	1,950 人	2,150 人

基本方針2 みんなで支え合う地域づくり

① 見守り支え合う地域づくり

① 地域の支え合いの体制づくり

すべての人が地域で安心して暮らせる支え合いの福祉コミュニティの形成を図るため、身近なご近所同士の関係から自治会、地区社会福祉協議会などの連携による福祉のネットワークを構築し、日常的な見守り、援助活動を推進します。

② 多様な交流機会の促進

年齢や性別、障害の有無に関わらず、すべての市民がお互いを理解し、つながりを強めていくため、共生型スポーツイベントなど交流する機会の充実を図ります。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
地区社会福祉協議会で行っているケアネットチーム数	140 チーム	155 チーム
ケアネット活動による支援件数	18,000 件	20,000 件
共生型スポーツイベントの開催	年 6 回	年 6 回以上

② 包括的な総合相談・支援体制づくり

①相談窓口の充実

市民からの相談を幅広く受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、その他関係機関と連携しながら構築します。

②多機関連携による支援

複雑・複合課題を抱える市民に対しては、総合的な支援体制が必要となるため、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる体制と、分野を横断して対応できるネットワークを構築します。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
一般相談支援事業所相談件数	4,000 件	4,200 件
地域包括支援センター相談件数	3,000 件	3,400 件
地域ケア会議の運営数	18 回	20 回

③ 支援が必要な人を地域で支える体制づくり

①生活困窮者への支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うため、関係機関と連携して生活困窮者の自立の促進を図ります。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため関係機関との連携を図ります。

②自殺対策の推進

制度の狭間にある人や、家庭・学校・職場・地域などから孤立している人に対して、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの総合的な支援を推進していきます。

③複雑・複合課題への支援

複雑・複合課題に対し、市関係課の連携や、広域的な専門機関等との連携を強化し、早期訪問、相談支援等の有効な支援について検討・推進します。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
生活困窮者自立支援事業新規相談受付件数	20 人	25 人
自殺死亡率（人口 10 万対）	17.9 (H29-R 3 平均)	15.2
地域生活支援拠点等などの整備数	10 か所	14 か所

基本方針3 安心して暮らせる仕組みづくり

① 人権を尊重した福祉の仕組みづくり

①権利擁護の推進【成年後見制度利用促進計画】

成年後見制度のさらなる利用促進のために呉西地区成年後見センター等と連携し、市と社会福祉協議会、専門職、家庭裁判所等の関係機関が相互に連携をとり、権利擁護が必要な人が早期に支援につながるよう、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

②虐待防止の推進

地域の身近な人たち、関係機関、市が協力して、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待、あるいは配偶者への暴力の早期発見に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、迅速・適切に対応します。

③立ち直りへの支援【再犯防止推進計画】

再犯によって市民が犯罪被害にあうことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくため、地域と行政、関係団体が連携し、地域で孤立することなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を行います。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
日常生活自立支援事業利用者数	31 人	35 人
呉西地区成年後見センター後見受任件数	0 件	8 件
障害のある人への虐待防止に関する研修の受講者数	50 人	60 人
保護司会が行う犯罪予防活動数（ミニ集会等の数）	19 回	20 回

② 多様な福祉サービスの充実

①高齢者・障害のある人の地域での生活支援

福祉施設や医療機関での生活から、自らが望む地域での暮らしに円滑に移行できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいきます。

②子ども・子育て家庭への支援

保健・福祉などの関係機関が連携して、地域での子育て環境の整備、子育てと仕事の両立及び子どもの健やかな成長支援など、地域の子育て支援を拡充します。

③健康づくりと疾病予防施策の充実

社会との関わりを長く持ち続けるためには、自分らしく健康でいきいきと暮らすことが重要です。家族や地域、事業者、医療機関、ボランティア団体との連携を図りながら、市民一人ひとりが自らの健康管理に努められるよう、健康づくりを推進します。

④適正な福祉サービスの提供

人間としての尊厳を維持しながら、その人らしい生活を営むことができるよう、福祉サービス利用者の自己決定を重視した適正な福祉サービスの提供ができるよう努めます。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
施設・医療機関からの地域生活移行者数	2 人	3 人
特定健診受診率	55.8% (R 4)	60%
在宅福祉サービス事業所の数 (富山型)	3 施設	4 施設
こあら相談会などの相談者数 (実人数)	42 人	48 人

③ 生活基盤の整備・充実

①移動手段や生活利便性の向上

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買い物などに伴う移動手段が欠かせません。市内においては、公共交通としてあいの風とやま鉄道、加越能バス、メルバスとチョイソコおやべが運行しています。

交通弱者に対し、地域における取組を活かしながら、使いやすく安全な移動手段を確保し、すべての市民が安心して暮らせる環境を目指します。

②ユニバーサルデザインのまちづくり

関係機関との連携のもと、公共施設等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めることにより、施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、すべての人が活動しやすい環境を整備します。

③就労機会の確保

就労は、社会の一員として自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、就労に対する支援を行います。

④防災対策

災害時避難行動要支援者に対して、実際の災害の際に安否確認や避難行動の支援を行うことができるよう、地域や支援者らによる声かけや見守りを行うことができるような体制を整備するとともに、日常的な現状把握や情報の共有を図る仕組みを構築します。

【指標】

指 標	現状値 (R 5 見込)	目標値
避難行動要支援者の情報提供同意率	45.1%	50.0%
公共交通の満足度	17%	21%

【お問い合わせ先】

小矢部市社会福祉課 〒932-0821 富山県小矢部市鷺島15番地(小矢部市総合保健福祉センター)
TEL (0766)67-8601 FAX (0766)67-8602